

福祉のまちづくり

～高齢の方や障がいのある方等が施設等を利用しやすくするために～

大田区では、障がいのある方はもちろん、すべての区民の方が安全で快適に暮らせるまちをめざして、不特定かつ多数の方が利用する建築物、駅、空港等についてバリアフリー（利用、通行等に障壁のない状態）の観点から建設主等に対して指導をしています。

具体的には、次の3つの法令等を運用し、まちづくりを推進しています。

- ①大田区福祉のまちづくり整備要綱（平成2年11月施行）
- ②東京都福祉のまちづくり条例（平成8年9月施行）
- ③バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律：平成18年12月施行）

(ア) 要綱・条例においては、不特定かつ多数の方が利用する施設で一定規模のものを建設するときに、建設主等に対し整備内容の届出を義務付けています。

そして、整備の基準等を満たしていると判断される場合は、建設主等の請求によ

り、国際シンボルマーク、整備基準適合証、アクセスビル認定証を交付しています。

(イ) バリアフリー法では、多数の方が利用する施設を建設するときに、その計画が高齢者、障がい者等が円滑に利用できるようにするための基準に適合していれば、申請により認定を受けることができます。

(ウ) 対象建築物（例示）

医療等施設・福祉施設・集会施設・店舗等・宿泊施設・遊興施設・事務所・共同住宅等

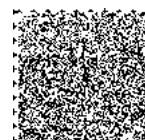
(エ) 整備内容（例示）

出入口等の有効幅の確保、段差の解消、エレベーターの設置、誘導床材等の設置等

■問合先

建築審査課建築指導担当

☎5744-1334 FAX 5744-1530



各種手当の給付額と所得制限基準額

(令和4年4月1日現在、単位：円)

手帳の種類	年齢・障害の程度		手当月額	障害者又は請求者本人の所得限度額			配偶者又は扶養義務者の所得限度額(扶養人数)			備考			
	20歳以上	0歳以上 20歳未満		0人	1人	2人	0人	1人	2人		3人以上1人増すごとに		
大田区 心身障害者福祉手当 (区制度)	20歳以上	身体障害者手帳1～2級	17,500	3,604,000 以下	3,984,000 以下	4,364,000 以下	380,000 加算	3,604,000 以下	3,984,000 以下	4,364,000 以下	380,000 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・20歳以上は、障がい者本人の所得 ・20歳未満は、世帯で最も所得が高い方の所得 	
		愛の手帳1～3度											4,500
	脳性まひ・進行性筋萎縮症 指定難病(難病)等	4,500	3,604,000 以下	3,984,000 以下	4,364,000 以下	380,000 加算	3,604,000 以下	3,984,000 以下	4,364,000 以下	380,000 以下			
	身体障害者手帳1～2級 愛の手帳1～3度 脳性まひ・進行性筋萎縮症 指定難病(難病)等										4,500		3,604,000 以下
0歳以上	身体障害者手帳3級 愛の手帳4度 精神障害者保健福祉手帳1級	60,000	3,604,000 以下	3,984,000 以下	4,364,000 以下	380,000 加算	3,604,000 以下	3,984,000 以下	4,364,000 以下	380,000 加算			
東京都重度心身障害者手当 (都制度)	65歳未満										27,300	3,604,000 以下	3,984,000 以下
特別障害者手当 (国制度)	20歳以上	14,850	3,604,000 以下	3,984,000 以下	4,364,000 以下	380,000 加算	3,604,000 以下	3,984,000 以下	4,364,000 以下	380,000 加算			
障害児福祉手当 (国制度)	20歳未満										14,850	3,604,000 以下	3,984,000 以下
経過措置の福祉手当 (国制度)	20歳以上、新規認定なし	52,400	4,596,000 未満	4,976,000 未満	5,356,000 未満	380,000 加算	4,596,000 未満	4,976,000 未満	5,356,000 未満	213,000 加算			
特別児童扶養手当 (国制度)	児童に障がいがあるとき										34,900	3,604,000 未満	3,984,000 未満
障害手当(児童育成手当) (区制度)	対象児童1～2級程度 愛の手帳1～3級程度	15,500	4,596,000 未満	4,976,000 未満	5,356,000 未満	380,000 加算	4,596,000 未満	4,976,000 未満	5,356,000 未満	213,000 加算			
児童扶養手当 (国制度)	父又は母に障がい等があるとき										対象児童1人	43,070	490,000 未満
		対象児童2人	10,170円加算	490,000 未満	870,000 未満	1,250,000 未満	380,000 加算	490,000 未満	870,000 未満	1,250,000 未満	380,000 加算		
	対象児童3人以上1人増すごとに	6,100円加算										490,000 未満	870,000 未満
	対象児童1人		10,160～43,060 所得に応じ て5,090円～ 10,160円 加算	1,920,000 未満	2,300,000 未満	2,680,000 未満	380,000 加算	1,920,000 未満	2,300,000 未満	2,680,000 未満	380,000 加算		
対象児童2人	所得に応じ て3,050円～ 6,090円 加算	1,920,000 未満	2,300,000 未満									2,680,000 未満	380,000 加算
対象児童3人以上1人増すごとに	所得に応じ て3,050円～ 6,090円 加算			1,920,000 未満	2,300,000 未満	2,680,000 未満	380,000 加算	1,920,000 未満	2,300,000 未満	2,680,000 未満	380,000 加算		
育成手当(児童育成手当) (区制度)	父又は母に障がい等があるとき	13,500	3,604,000 未満									3,984,000 未満	4,364,000 未満

